

定例懇談会資料

【総務課】

- 1 「内部事務のセンター化」の対象税務署の拡大について

（参考）



【国税庁 HP】

- 2 関与先名簿等の提出について

提出期限：令和8年5月22日（金）

- 3 書面添付制度について

【管理運営部門】

令和7年分確定申告に係る振替納税日について

税金の種類	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和8年4月23日（木）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和8年4月30日（木）

※ 前日までに、引落し口座の残高確認をお願いします。

【税務広報広聴官】

租税教室講師養成研修について

日程	場所	時間
令和8年4月20日(月)	久留米市役所	14:00~ ※2時間程度
令和8年5月15日(金)	久留米税務署	

※ いずれも同じ内容で開催します。

【個人課税部門】

確定申告期における税務支援について

【資産課税部門】

1 贈与税のe-Taxの利用について

2 資産税事務のエリアー一体運営の一部変更について

ご留意いただきたい事項（続き）

- 税務行政のデジタル化における手続見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っていません。**

申告書等を提出の際は、**正本（提出用）のみ提出（送付）**していただきますようお願いいたします。

また、**申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理**をお願いします。

- **申告書等をホチキスで止めたり、添付書類を重ねて糊付けしないよう**お願いします。
- **納税証明書の交付、面接による相談（※）などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。**納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「**納税証明請求書在中**」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。
- **電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っていません**ので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

※ **面接による相談は、所轄税務署へ電話等で事前に相談日時等をご予約**いただいております。



e-Taxによる提出が便利です！！

e-Taxとは、申告や届出、申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことができるものです。

※ e-Taxにより提出する場合、送信先は所轄税務署となりますのでご注意ください。

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます
(提出が必要な書類はイメージデータ (PDF) による提出をお願いします)

確定申告期間の利用可能時間



**24時間※
いつでも**

※メンテナンス時間を除きます

還付金



**早期
還付**

3週間程度で還付！※

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

※ 訂正申告や書類不備、書面による別送書類の提出がある場合には、3週間程度での還付処理の対象外となります

個人の申告は

ご自宅で
パソコン・スマホ から！

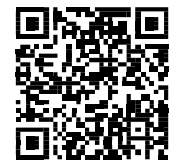
詳しくは
こちら



法人税申告は

全ての書類を
e-Tax送信で！

詳しくは
こちら



国税の納付は

キャッシュレス納付
が便利です！

詳しくは
こちら



久留米税務署からのお願い

キャッシュレス納付の推進へのご協力ありがとうございます。
4月以降も引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

1. キャッシュレス納付割合の上昇について

以下のとおり福岡国税局のキャッシュレス納付割合が上昇

	令和6年度	令和7年度	前年との差	(参考) 令和7年度目標値
全税目	35.3%	38.0%	+2.7%	42%
源泉所得税 (自主納付分)	20.3%	26.3%	+6.0%	31%

※ 令和8年1月末時点の数値です。

2. 福岡県キャッシュレス納付推進宣言式について

名 称	ふくおかキャッシュレス納付推進プロジェクト
目 的	福岡県内において、国・地方公共団体・金融機関・民間団体が連携の上、県民・事業者の皆様の利便性向上を図るため、「移動時間」も「待ち時間」もかからないキャッシュレス納付の推進に取り組み、県内各地域のデジタル化の促進及び社会的コスト削減の実現を目指す
活動内容 (例)	キャッシュレス納付の普及・促進にかかる企画・立案、勉強会、情報交換、相互連携、内外PR、キャンペーン等 ※ 詳細については、協議会内で今後検討
事 務 局	福岡県



福岡県キャッシュレス納付推進宣言式
(令和8年2月10日(火)開催)

久留米税務署からのお願い

3. 4月以降、特にお願いしたいポイント

- ① **3月決算法人の法人税及び消費税（法人）**のキャッシュレス納付利用（自動ダイレクト）
 - 5月納期限の税目についてダイレクト納付を利用する場合、**4月下旬頃**には税務署へ届出書の提出が必要
 - ② **源泉所得税自主納付分（7月10日納期限）**のキャッシュレス納付利用（顧問先への働きかけ）
 - ダイレクト納付を利用する場合、**5月末頃**には税務署へ届出書の提出が必要
- ※ ダイレクト納付利用届出書提出から利用可能まで1か月程度必要

◆ 令和7年度（令和8年1月末時点）の速報値

	令和7年度 速報値 (福岡局：4月～1月)	令和7年度 速報値 (全国：4月～1月)	(参考) 令和6年度 (福岡局：4月～3月)	令和8年度目標値
法人税	32.1%	38.3%	26.4%	—
消費税（法人）	29.1%	34.7%	24.5%	—
源泉所得税 (自主納付分)	26.3%	32.8%	20.9%	36%
合計	38.0%	42.0%	33.7%	54%

※ 当局が独自に集計した速報値（令和8年1月末時点）のため、今後集計値が変動する可能性があります。



早期にキャッシュレス納付利用をご準備いただくよう関与先へのご指導をお願いします。